## ○ 令和6管理年度知事管理漁獲可能量の変更について

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を変更したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年8月8日

沖縄県知事 玉城 康裕

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

- 第1 くろまぐろ(小型魚)
  - 1 都道府県別漁獲可能量
    - 0.1トン
  - 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
沖縄県くろまぐろ(小型魚)漁業	0.1トン

- 第2 くろまぐろ (大型魚)
  - 1 都道府県別漁獲可能量 171.1トン
  - 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	留保枠
沖縄県くろまぐろ(大型魚)漁業	170.1トン	1.0トン
前期(4月1日から同年7月31日)	168.4トン	0トン
後期(8月1日から翌年3月31日)	1.7トン	1.0トン